埼医医事第1490号
令和7年 9 年 18 日

各郡市医師会長 様

埼玉県医師会長　金井 忠男
(担当常任理事　高木　学)
(公印省略)

埼玉県の医療安全に関する取組について(依頼)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では医療安全の取組の一環として、「患者さんのための3つの宣言実践医療機関」への登録事業を、県からの受託事業として例年実施しているところですが、本年度は、初めて県施設のオレンジライトアップを実施することとなったため、県から各医療機関あて別添のとおり通知されることとなりました。

つきましては、貴会管下会員への周知につきましても、ご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、ライトアップ期間は施設により異なりますが、9月17日(水)～19日(金)を予定されていることを申し添えます。

事務局:埼玉県医師会管理課 医事・福祉担当 富岡
電　話:048－824－2611
ＦＡＸ:048－822－8515

医第５８０－１号
令和７年９月　９日

一般社団法人埼玉県医師会会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子
（公　印　省　略）

埼玉県の医療安全に関する取組について（依頼）

県の保健医療行政につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、貴会と協働して行っている「患者さんのための３つの宣言事業」及び世界患者安全の日のライトアップについて、埼玉県の医療安全の取組として県内の医療機関あて別添のとおり通知することといたしました。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、貴会会員への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

担当：医務・医療安全相談担当　竹内
電話：０４８－８３０－３５４２
Mail：a3530-01@pref.saitama.lg.jp

医第５８０－３号
令和7年9月１２日

各医療機関　管理者　様

埼玉県保健医療部長　縄田　敬子（公印省略）

埼玉県の医療安全の取組について（通知）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県では医療安全推進の一環として、添付のとおり「患者さんのための３つの宣言実践医療機関」への登録事業を埼玉県医師会と協働して行っています。

この事業は、インフォームド・コンセント等に関する３つの宣言を明文化したものを掲示することで患者本位の医療を提供する姿勢を示し、患者との信頼関係をより深めようとすることを目的としています。

つきましては、まだ登録されていない医療機関におかれましては、登録をご検討いただきますようお願いいたします。（既に登録いただいている場合は、再度の申請は不要です。）

また、県では医療安全の取組を推進するため、９月１７日の「世界患者安全の日」に合わせ、県施設のオレンジライトアップを実施いたしますので、併せてお知らせします。

記

１　患者さんのための３つの宣言実践登録医療機関について

（１）趣旨

インフォームド・コンセント等に係る３つの宣言を明文化したものを掲示することで、患者本位の医療を提供する姿勢を示し、患者との信頼関係をより深めようとすることを目的としています。

【事業概要】

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/sengen/index.html

（２）登録方法　　（注）登録済の場合は、再度の申請は不要です

医師会会員の医療機関は県医師会へ申請書を FAX で送信してください。

【申請書のダウンロード】

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/9733/sinsei7.pdf

医師会非会員の医療機関は、二次元コードから電子申請をお願いします。

【医師会非会員】
電子申請・届出サービス

※登録にあたり、病院は埼玉県医師会主催の医療安全研修への参加が必要ですが、診療所は任意ですので、受講なしでも登録可能です。

（３） 宣言書の送付

登録完了後に、「患者さんのための３つの宣言書」（Ｂ４判）を送付しますので、患者の目にしやすい位置に掲示していただくようお願いいたします。

（４） 医療情報ネットでの掲載

厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）の医療機能情報提供制度で、同事業への登録を報告いただくと厚生労働省が運営する医療機関検索システム（医療情報ネット）に掲載することができます。定期報告の期間は、毎年１月から３月ですので、近くなりましたらメール等でご連絡いたします。

２　世界患者安全の日のオレンジライトアップについて

（１） 趣旨

世界保健機関（WHO）が患者安全を推進すべく WHO 加盟国による世界的な連携と行動に向けた活動を行うことを目的として、２０１９年に９月１７日を「世界患者安全の日」と制定しました。

日本各地の行政機関や医療機関等が、９月１７日前後に施設をテーマカラーであるオレンジ色にライトアップしています。

（２） ライトアップ期間

令和７年９月１７日（水）～１９日（金）　※施設により異なります

（３） ライトアップ施設（予定）

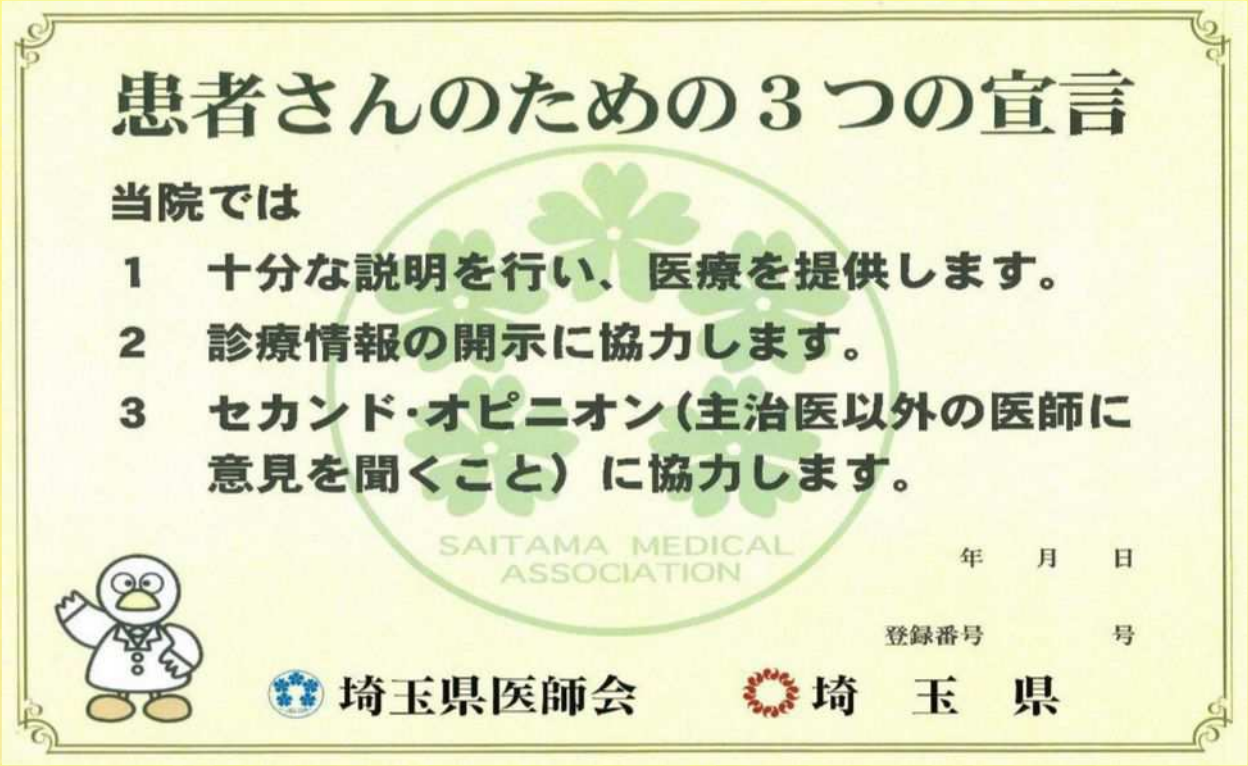
埼玉会館、彩の国さいたま芸術劇場、さいたまスタジアム２〇〇２（9/17 のみ）、埼玉県立小児医療センター、埼玉県立がんセンター、さいたまスーパーアリーナ（9/17 のみ）

担　当：医務・医療安全相談担当　竹内・木村
電　話：０４８－８３０－３５４２
E-MAIL：a3530-01@pref.saitama.lg.jp

彩の国
埼玉県

「患者さんのための３つの宣言」事業へ ご登録お願いします


埼玉県マスコット
コバトン　さいたまっち


患者さんのための３つの宣言

当院では

1　十分な説明を行い、医療を提供します。

2　診療情報の開示に協力します。

3　セカンド･オピニオン（主治医以外の医師に意見を聞くこと）に協力します。

SAITAMA MEDICAL ASSOCIATION

年　月　日

登録番号　　号

埼玉県医師会　　埼　玉　県

※ご登録いただいた際には、上記の宣言書（Ｂ４判）を交付しますので、患者さんが目にする場所へ掲示してください。

◯埼玉県は医師会と共に患者本位の医療の普及を推進しています。
◯患者さんのための３つの宣言は、医療機関自らが患者本位の医療を提供する姿勢を示すことにより、患者との信頼関係をより深めようとするものです。
◯ご賛同いただける医療機関は裏面の登録申請書にご記入の上、郵送又はＦＡＸでご提出ください。

登録方法

医師会または保健所等が開催する医療安全研修会に参加
（診療所の参加は任意）
※病院には受講証明書の提出をお願いする場合があります

→ 医師会会員である → 医師会あて申請

→ 医師会会員ではない → 県あて申請

→ 登録完了

「患者さんのための３つの宣言」登録医療機関は、県のホームページ及び厚生労働省 医療情報ネット（ナビイ）で公表されます。

登録医療機関の検索は、県のホームページ　埼玉県　３つの宣言　検索　　厚生労働省　医療情報ネット　検索

問合せ　　埼玉県医療整備課　医務・医療安全相談担当　０４８－８３０－３５４２

○登録申請方法】

【医師会 会員の場合】

●宛先●の　埼玉県医師会長　にチェックを入れ、下記登録申請書に所要事項をご記入の上、埼玉県医師会宛てに郵送又はFAXにてご提出ください

〒330-0062　さいたま市浦和区仲町3-5-1　埼玉県医師会

電話：048-824-2611　　**FAX：048-822-8515**

【医師会 会員ではない場合】

埼玉県のホームページまたは二次元コードから電子申請してください。

郵送の場合は、●宛先●の 埼玉県知事 にチェックを入れ、下記登録申請書に所要事項をご記入の上、提出ください

【ホームページ】

埼玉県　3つの宣言	検索

【二次元コード】

・電子申請・届出サービス

【郵送宛先】 〒330-9301　さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県　医療整備課　医務・医療安全相談担当　　電話：048-830-3542

令和　　年　　月　　日

「患者さんのための3つの宣言実践医療機関」登録申請書

●宛先●　　□埼玉県医師会長　　□埼玉県知事

（ふりがな）
医療機関名称

所在地　〒

（ふりがな）
代表者役職名・氏名

患者さんとの信頼関係に立ったよりよい医療サービスの提供を目指して、「患者さんのための3つの宣言実践医療機関」への登録を申請し、下記の事項を実践します。

記

1）十分な説明を行い、医療を提供します。
2）診療情報の開示に協力します。
3）セカンド・オピニオン（主治医以外の医師に意見を聞くこと）に協力します。

●医療機関連絡先●　　（ふりがな）

担当者　所属　　氏名

電話番号　　FAX

メールアドレス

※登録後、名称及び所在地に変更があった場合には、規定の様式により速やかに届出をお願いいたします。
※歯科診療所・助産所は対象となっておりません。